

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて（令和4年度版）

新潟交通観光バス株式会社

1、輸送の安全に関する基本的な方針

（安全方針）

『すべては安全から』

「安全の確保」がすべての業務に優先することを社長以下、全従業員が深く認識するとともに、関係法令を遵守し、旅客運送事業者としての責務を誠実に果たすことで社会に貢献する。

（重点施策）

1. 経営トップ自ら現場へ足を運び、情報の共有を図る。
2. 法令遵守こそ安全輸送の根幹であることを全社員に徹底する。
3. 安全性の確保に向けた指導を継続的に行い、常に事故ゼロを目指す。
4. 安全最優先の鉄則の下、お客様に快適なサービスを提供する。
5. 職場ぐるみで静止物事故、アルコール反応者の根絶を目指す。
6. コロナ禍における安全・安心のサービス提供。

2、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

（令和3年度 達成状況）

	目 標	実 績	達成状況
重大事故	0件	0件	達成
人身事故	0件	5件	未達成
有責物損事故（上期）	前年件数10%削減	+ 5件	未達成
有責物損事故（下期）	前年件数10%削減	+ 9件	未達成

（令和4年度 目標）

	目 標
重大事故	0件
人身事故	0件
有責物損事故（上期）	前年件数10%削減
有責物損事故（下期）	前年件数10%削減

3、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

(令和3年度 実績)

事故の種類	実績
車内事故	0件
死傷者が生じた事故	1件
自動車装置の故障による運行停止	1件
その他の事故	0件

4、貸切バス事業者安全評価認定

令和3年12月27日付で公益社団法人日本バス協会「貸切バス事業者安全性評価認定制度」において引き続き三ツ星(★★★)認定を頂きました。

これからも弊社の安全方針である「すべては安全から」を元に、輸送の安全確保とサービスの向上に取り組んで参ります。



5、安全管理規程

新潟交通観光バス株式会社のホームページに掲載しています。

6、輸送の安全のために講じた措置

(各種安全装置等)

	令和3年度末 取付済車両数
衝突被害軽減ブレーキ	23両
ふらつき注意喚起装置	24両
車線逸脱警報装置	18両
車間距離警報装置	26両
車両安定制御装置	20両
ドライバーモニター	12両
ドライブレコーダー	159両

(新型コロナウイルスに講じた措置)

バス運転士・バスガイドの出勤時の検温を義務化。

乗務中のマスク着用、窓開けや外気導入空調を実施。

観光車両全車に光触媒コーティングとプラズマクラスター発生装置を装着し、運転席と客席の間に仕切り板を設置。

乗合車両全車に光触媒コーティングを実施。

運行終了後は車内消毒清掃を実施。

(その他)

運行管理者資格をはじめとする各種資格の取得費用、
睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査の実施
アルコールチェッカー及びメディカルチェッカー等機器の維持管理費用、
無事故表彰制度等の費用を予算計上しています。

7、輸送の安全に関する実施結果

(令和3年度の実施結果)

① 経営トップによる職場巡回

経営トップ及び安全統括管理者による職場巡回を行い、取り組み状況の確認や現場管理者との意見交換を行うとともに、所員に対し、安全最優先に関する訓話を実施し、安全意識の向上を図りました。(6回 実施)

② 各種安全運動の取り組み

各種安全運動を通じ、安全に対する点検と改善、意識高揚を図りました。
春の全国交通安全運動(4月上旬)、車内事故防止キャンペーン(7月上旬)、
夏の交通事故防止運動(7月下旬)、秋の全国交通安全運動(9月下旬)、
高齢者交通事故防止運動(10月)、年末年始輸送安全総点検(12月~1月)、
冬の交通事故防止運動(12月中旬)

③ 事故調査委員会の開催

労使による事故調査委員会を3ヵ月毎に開催。当該期間に発生した事故の映像等を基に、原因究明及び事故防止策を策定し、事故防止に努めました。(年4回 開催)

④ 統括運行管理者による早朝点呼立会の実施

毎月21日を「事故ゼロの日」と定め、各営業所の統括運行管理者による早朝点呼立会を実施。始業点呼にて運転士に対し安全に関する指示伝達を行うとともに、点呼執行者に対し、適切な始業点呼が行われているかを確認し、必要に応じて助言と指導を実施しました。
(年12回 実施)

⑤ 全運転士に対する個人面談の実施

全運転士に対し、定期的な個人面談を実施し、運転操作や乗務態度、健康管理に関する指導を行いました。(年2回以上 実施)

⑥ 健康に起因する事故防止への取り組み

「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に基づき、健康診断の結果を踏まえた運転士の健康状態の把握及び指導強化を図りました。健康診断は1年以内ごとに1回、また、深夜業に従事する運転士に対しては6ヵ月以内ごとに1回実施し、健康に起因する事故の未然防止に努めました。また、運転士に対する睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査も実施(82名 実施)、並びに点呼・健康管理システムを活用し運転士の健康状態を数値化させ客観的な点呼(体調管理)を実施しました。

⑦ ヒヤリハット情報の収集、ハザードマップの活用

ヒヤリハット情報の収集に努め、事故多発箇所を含めたハザードマップを営業所毎に作成し、事故防止に努めました。

⑧ バスジャック対応訓練の実施

危機管理体制を高めることを目的として、バスジャックを想定した情報伝達訓練を実施しました。（令和3年12月2日 実施）

⑨ 外部表彰、無事故表彰制度の活用

外部表彰（北陸信越運輸局長表彰、北陸信越運輸局新潟運輸支局長表彰、日本バス協会会長表彰）及び自動車運転無事故表彰制度を活用し、運転士の安全意識の向上を図りました。

表彰名	受賞者数
北陸信越運輸局長表彰	2名
北陸信越運輸局新潟運輸支局長表彰	3名
日本バス協会会長表彰	2名

⑩ バス安全運転競技大会への参加

新潟交通株式会社主催のバス安全運転競技大会に参加し、運転士同士が切磋琢磨する場を通じて、運転技術・接客技術の更なる向上に努めました。

（令和3年11月3日開催 2名参加）

⑪ 消火・脱出訓練

火災を始めとする緊急時に備え、消火器・発煙筒の使用方法、観光車両の非常口を使用し、脱出訓練を行いました。（令和3年10月27日）

8、輸送の安全に係る情報の伝達体制その他組織体制

（組織、指揮命令系統）

当社の「安全管理体制図」によります。

（事故、災害等に関する報告連絡体制）

当社の「バス運行時緊急事態発生対応連絡網」によります。

9、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

● 運転士

① 全ての運転士に対する指導の実施

旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項の規定に基づき、「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に準拠して、規程された項目について毎年指導を行うとともに、国土交通省が認定する一般診断を定期的に受診させ運転に関するクセや注意点を把握させることにより、事故防止に取り組んでいます。

② 定期研修の実施

目標管理活動計画に基づいて、安全運転に関する知識と技術を向上させるための研修を定期的実施しております。

③ 特定の運転士に対する特別な指導の実施

旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項の規定に基づき、「旅客自動車運送

事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に準拠して、事故惹起運転者、初任運転者、準初任運転者に対して、特別な指導を行うとともに、国土交通省が認定する適性診断（特定診断Ⅰ・Ⅱ、初任診断、適齢診断）を受診させ、運行の安全を確保するための知識の習得並びに運転技能の改善を図っています。

また、65歳以上の高齢運転者に対しては毎年適齢診断を受診させることにより、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた事業用自動車の安全な運転方法等についてきめ細やかな指導を行っています。

● 運行管理者・運行管理補助者

運行管理者に対し国土交通大臣が認定する一般講習を定期的受講させる他、運行管理者の責務や法令、輸送の安全確保に関する知識の習得並びに厳正な点呼執行のため、運行管理者会議等を通じて指導を行うとともに、運行管理補助者に対しても定期的な一般講習を受講させています。

また、安全管理部門の担当者に対しては運輸当局等が主催する運輸安全マネジメントセミナーを受講させ、現場の安全管理に反映させています。

10、輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

当社の「内部監査手順」に基づき予備監査も含め年2回実施しています。ガイドラインの取り組みについて、経営トップ及び安全統括管理者はもとより、各営業所及び安全管理部門（営業部運行管理課）に対するチェック監査を実施し、内部監査の結果については、適宜会議等により報告を行うとともに継続的改善を図っています。

11、安全統括管理者に係る情報

安全統括管理者には 取締役 高澤 由樹 を任命しています。

12、一般貸切自動車運送事業の内容について（令和4年6月30日現在）

（1）運転者に係る情報

	勝木 (営)	村上 (営)	下関 (営)	新発田 (営)	津川 (営)	京ヶ瀬 (営)	本社 (営)	潟東 (営)	合計
正規雇用の貸切運転者	4	15	0	11	4	12	11	7	64
正規雇用のその他運転者	0	0	3	20	0	20	12	43	98
※非正規雇用の運転者	1	2	2	5	0	15	4	12	41
運転者 合計	5	17	5	36	4	47	27	62	203

※非正規雇用の運転者…当社グループOB運転士

(2) 運行管理者及び整備管理者に係る情報

運行管理者

(名)

	勝木 (営)	村上 (営)	下関 (営)	新発田 (営)	津川 (営)	京ヶ瀬 (営)	本社 (営)	潟東 (営)	合計
運行管理者 数	5	4	4	5	2	7	6	8	41
運行管理者補助者 数	3	4	1	4	3	5	5	1	26

整備管理者

(名)

	勝木 (営)	村上 (営)	下関 (営)	新発田 (営)	津川 (営)	京ヶ瀬 (営)	本社 (営)	潟東 (営)	合計
整備管理者 数	1	1	1	1	1	1	1	1	8
※整備管理補助者 数	6	4	3	5	4	9	9	6	46

※補助者には、整備管理有資格者を任命しています

(3) 事業用自動車に係る情報

(両)

	勝木 (営)	村上 (営)	下関 (営)	新発田 (営)	津川 (営)	京ヶ瀬 (営)	本社 (営)	潟東 (営)	合計
大型観光車 数	0	0	0	7	0	10	14	7	38
中型観光車 数	2	0	0	1	3	7	2	1	16
小型観光車 数	1	2	0	0	0	1	1	0	5
その他(乗合車両) 数	5	18	7	31	5	28	16	55	165
車両数 合計	7	21	7	39	8	46	33	63	224

○任意保険 対人保険金額 無制限 (乗合車両も同様)

対物保険金額 無制限 (乗合車両も同様)

○主な運行の態様 主催旅行、企画手配旅行、学校等送迎

以上